平成２１年（フ）第３４５号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｈ３棟１－９号、従前の住所金沢市下安原町西159番地
債務者　辻　　勝江
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４８号
金沢市上荒屋４丁目17番地、従前の住所金沢市上荒屋５丁目207番地３
債務者　菅井　信子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５０号
金沢市神谷内町葵272番地
債務者　新元　信広
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３５７号
金沢市三馬２丁目75番地
債務者　荒木　賀子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６５号
石川県白山市長屋町イ28番地１、従前の住所石川県能美郡川北町字土室ナ86番地の１
債務者　清水　　昇
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７号
金沢市入江１丁目245番地　ジョワイユー・102号、従前の住所京都市伏見区深草新門丈町17番地６
債務者　三上　智之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６８号
石川県かほく市黒川タ51，52番乙合併地、従前の住所金沢市横川６―114　ハウスエースリー302号
債務者　吉野　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２２５１号
名古屋市南区観音町７丁目75番地　レオパレス21道徳第４―103号
債務者　淺沼　直美
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２６号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字四ツ塚100番地　雇用促進住宅１棟502号
債務者　古見　芳之
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９号
愛知県一宮市新生３丁目２番７号　ＲＥＳＵＲＧＥ23・302号
債務者　渡辺　辰典
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１０２号
愛知県蒲郡市神明町16番21号
債務者　近藤　　廣
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２４６号
滋賀県守山市水保町1120番地１　ブランシェ・ボヌール７号
債務者　下村　武史
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５２号
大津市逢坂１丁目22番６号
債務者　保木かをる
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９４号
滋賀県湖南市サイドタウン２丁目５番２号
債務者　村井　慶子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１１号
滋賀県草津市新浜町478番地14
債務者　齊藤　邦泰
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１２号
滋賀県甲賀市水口町山3938番地３
債務者　中川三貴代
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１９号
大津市錦織３丁目８番25号
債務者　おつけものやさんこと　後藤　知之
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
大津地方裁判所民事部